

2019年4月19日

各位

maneoマーケット株式会社

株式会社グリーンインフラレンディングを営業者とする
ファンドにかかる資金の償還・分配に向けて

株式会社グリーンインフラレンディング（以下「G I L社」といいます。）を営業者とするファンドにかかる供託金の分配・償還に向けた株式会社J Cサービス（以下「J C S社」といいます。）及びG I L社との協議の状況をご報告いたします。

G I L社が2018年7月5日に供託した748,572,155円の分配・償還につきましては、2019年3月26日にご報告いたしましたとおり、G I L社を営業者とするファンドの対象事業に該当しない資金であることから、弊社は、特定の投資者に償還・分配することが投資者間の資金の分配上での公平性を害すわけではないといえる特段の事情のない限り、平等分配を行うことが適当であると考えております。同日以降、弊社は、この考え方をJ C S社及びG I L社に説明し、再三にわたり提供を要請している資料の開示を要請するとともに、資料開示がない場合や上記特段の事情が認められない場合には平等分配を実施することを承諾するよう説得して参りました。しかしながら、現時点において、J C S社及びG I L社からの資料開示はなく、また平等分配についての承諾も得ることもできておりません。

弊社といたしましては、引き続きJ C S社及びG I L社の説得に向けて鋭意努力してまいります。かかる協議と並行して、平等弁済の早期実現のための法的措置を含めた対応策を検討してまいります。

投資家の皆様への本件分配・償還を一刻も早く実現できるよう鋭意努力して参ります。その状況につきましては5月17日を目途にメールやホームページにおいてご報告させていただく予定ですが、これ以前にお伝えすべき事項がございましたら速やかにご報告いたします。

なお、本件分配の協議とは別となりますが、3月8日付の弊社、J C S社、G I L社らを被告とする訴訟につきましては、適切に対応して参ります。

大変ご心配をお掛けしており申し訳ございませんが、引き続き鋭意努力してまいります。

以上